

競争参加者の資格に関する公示

札幌（6）施設最適化総合設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年4月25日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 宮崎 順
(公印省略)

1 業務名 札幌（6）施設最適化総合設計

2 業務場所 北海道札幌市

3 業務概要 本業務は、札幌駐屯地における施設に係る基本設計、実施設計及び交渉等技術資料作成業務を行うものである。なお、発注者が別途契約する工事の優先交渉権者の技術提案、技術情報等を、発注者の指示に基づき設計に反映させる技術提案・交渉方式の適用業務であり、以下の業務を行う業務である。

【札幌駐屯地】

(建築分)

- ① 新設建物に伴う建築基本・実施設計（庁舎新設（鉄筋コンクリート造6階建/延べ面積約11,000m²）ほか21棟（総延べ床面積約30,500m²）
- ② 既設建物改修に伴う建築基本・実施設計（#15教場改修（鉄筋コンクリート造5階建/延べ面積約4,200m²）ほか15棟（総延べ床面積約18,500m²）
- ③ 既存建物解体に係る建築基本・実施設計（#101隊舎解体（鉄筋コンクリート造4階建/延べ面積約3,700m²）ほか42棟（総延べ床面積約29,100m²）
- ④ 仮設建物設置に伴う建築基本・実施設計（鉄骨造3階建/延べ面積約2,500m²）ほか4棟（総延べ床面積約5,500m²）
- ⑤ 計画通知手続き業務 一式
- ⑥ 交渉等技術資料作成業務 一式

(土木分)

- ① 新設建物に伴う附帯土木実施設計（庁舎新設（鉄筋コンクリート造6階建/建物投影面積約1,800m²）ほか21棟（総建物投影面積約13,500m²）
- ② 幹線ユーティリティー（給水、汚水排水及び雨水排水）に係る実施設

計 一式
③ 交渉等技術資料作成業務 一式

(設備分)

- ① 新設建物に伴う附帯電気、機械及び通信基本・実施設計（庁舎新設（鉄筋コンクリート造 6階建/延べ面積約11,000m²）ほか21棟（総延べ床面積約30,500m²）
- ② 既設建物改修に伴う附帯電気、機械及び通信基本・実施設計（#15教場改修（鉄筋コンクリート造 5階建/延べ面積約4,200m²）ほか7棟（総延べ床面積約9,000m²）
- ③ 既存建物解体に係る附帯電気、機械及び通信基本・実施設計（#101隊舎解体（鉄筋コンクリート造 4階建/延べ面積約3,700m²）ほか42棟（総延べ床面積約29,100m²）
- ④ 仮設建物設置に伴う附帯電気、機械及び通信基本・実施設計（鉄骨造 3階建/延べ面積約2,500m²）ほか4棟（総延べ床面積約5,500m²）
- ⑤ 構内配電線路及び構内通信線路に係る基本・実施設計 一式
- ⑥ 計画通知手続き業務 一式
- ⑦ 交渉等技術資料作成業務 一式

（上記対象業務に含まれる、庁舎新設（鉄筋コンクリート造 2階建/延べ面積約900m²（投影面積約400m²）は、特段の情報保全の措置を必要とする施設であり、同措置を講じることを条件とする業務の追加について、契約締結後に受注者と協議を行う予定）

【藻岩山中継所】

(建築分)

- ① 既存建物改修に伴う建築基本・実施設計（#1局舎改修（鉄筋コンクリート造 2階建て/延べ面積約170m²）

(設備分)

- ① 既存建物改修に伴う附帯電気、機械及び通信基本・実施設計（#1局舎改修（鉄筋コンクリート造 2階建て/延べ面積約170m²）

4 履行期限 契約日の翌日から令和11年3月19日まで

5 競争参加資格審査申請書の交付

- (1) 交付期間 公示日から見積合わせ日の前日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）ただし、最終日は正午までとする。

(2) 交付場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
北海道防衛局総務部契約課
電話011-272-7513
FAX 011-280-0351
Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(3) その他 共同体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出期限等

(1) 提出期間 公示日から令和6年5月17日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。

なお、申請書は、令和6年5月17日以降も当該業務に係る見積合わせの時まで(行政機関の休日を除く。)隨時、受け付けるが、当該技術提案書の特定の前日までに審査が終了せず、見積合わせに参加できないことがある。

(2) 提出場所 上記5(2)と同じ。

(3) 提出方法 申請書に共同体協定書(下記7の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。

ア 令和5・6年度防衛省における測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)審査申請書提出要領に示す申請書類一式。なお、すでに防衛省競争参加資格のうち、「建築」で級別の格付を受けている者は、防衛省競争参加資格審査申請書提出要領に示す納税証明書(その3)の写し、登録証明書及び防衛省整備計画局施設課長より通知された「資格審査結果通知書」の写し。

イ 共同体協定書の写し。

ウ 下記7(2)の要件を満たすことを判断できる業務の施工実績を記載した書類(申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」(以下「公示」という。)(令和6年4月25日支出負担行為担当官北海道防衛局長)に示すところにより交付する業務説明書の別冊紙様式第2-1と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 共同体としての資格

(1) 共同体の構成

共同体の構成は、次の条件を満たす組合せとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）

第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省競争参加資格のうち、「建築」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ 代表者は、防衛省競争参加資格の「建築」又は「土木」のいずれかの「A」の格付であること。

ただし、共同体の代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格の「建築」「土木」「電気」「機械」及び「通信」のいずれかの「A又はB」の格付であること。

なお、代表者が「土木」の場合にあっては、「建築」の構成員は、「A」の格付であること。

エ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北海道防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等

代表者は、平成26年4月1日から公示日までに完了又は引渡しが完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務で、国内における鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の延べ面積3,000m²/棟以上の新設建物の建築基本検討、基本設計業務又は実施設計業務、あるいは国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したコンストラクション・マネジメント方式による業務と、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務で、国内における延べ面積3,000m²/棟以上の建物付帯土木設計の両方を履行した実績を有すること。

代表者以外の構成員は、平成26年4月1日から公示日までに完了又は引渡しが完了した、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務で、国内における鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の延べ面積1,000m²/棟以上の新設建物の建築、電気、機械、通信基本検討、基本設計業務又は実施設計業務、建物附帯土木実施設計業務のいずれかを履行した実績を有すること。

(3) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定

書において明らかであること。なお、建築設計に限っては、分担業務毎に一級建築士の資格を有する技術者を配置すること。

(4) 代表者の要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。ただし、代表者決定における理由書の提出を求める場合がある。

8 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記6により申請することができる。

この場合において、共同体として資格が決定されるためには、上記7(1)イの決定を受けていない構成員が上記7(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記7(1)イの決定を受けていない構成員が当該業務に係る技術提案書を特定した者に対する通知の時までに上記7(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

上記9の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

- (1) 共同体の名称は、「札幌（6）施設最適化総合設計〇〇・〇〇・〇〇共同体」とする。
- (2) 当該業務の見積合わせに参加するためには、技術提案書の特定の前日までにおいて、共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（令和6年4月25日北海道防衛局長）に示す手続きにより、技術提案者の提出者として選定されていなければならない。